

# 一般社団法人 静岡県農協保証センターの概要

当センターは、農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらの者が主たる構成員（以下「会員」という。）となっている法人から融資又は手形の割引を受ける者に対し、債務の保証を行うことにより金融の円滑化を図り、もって会員の構成員等の生活の安定と経営の改善に資することを目的に昭和48年3月30日に静岡県・農業協同組合・農業協同組合連合会を構成員とする社団法人として設立された保証機関です。

また、当センターは公益法人制度改革関連三法に基づき、平成25年4月1日をもって一般社団法人へ移行致しました。

●所在地 静岡県静岡市駿河区南町14番25号

●設立年月日 昭和48年3月30日

●一般社団法人移行日 平成25年4月1日

●法人格 一般社団法人（公益法人制度改革関連三法による）

●会員数	農業協同組合	11
	農業協同組合連合会	3
	静岡県	1
	計	15

●基本財産 1,964百万円  
(令和5年3月31日現在)

●業務内容 (1) 融資機関の定款の定めるところにより住宅資金、事業資金、その他生活に必要な資金を借り受ける者が、融資機関に対して負担する債務を保証する事業  
(2) 融資機関の定款の定めるところにより事業資金に必要な手形の割引を受ける者が、融資機関に対して負担する債務を保証する事業  
(3) 前2号の事業に附帯する事業

# 保証制度のしくみ

